

各 位

医学系研究科動物実験委員会委員長

平成26年度 第7回 動物実験講習会の開催について (通知)

平成19年4月に「東京大学動物実験実施規則（以下、規則）」及び「東京大学動物実験実施マニュアル（以下、マニュアル）」が改定施行され、規則12条及びマニュアル第10章により、動物実験に従事する者及び飼養者は、動物実験講習会を受講することが義務づけられております。

したがって、本講習会を受講していない場合には、動物実験責任者となること及び動物実験に従事することができませんので、動物実験責任者及び動物実験に従事する者で過去に受講していない教職員・学生、並びに今後動物実験に従事する予定の教職員・学生に必ず受講するよう周知方よろしくお願いたします。

受講済みの者のうち、H21年度に受講した者は、H26年度に5年の期限が終了しますので、H26年度の期限前日までに、必ず受講願います。

また、受講期限が過ぎた未受講者については、ICカードを止めさせていただきます。この場合、入館が出来なくなるだけでなく、実験従事者からも外させていただきますので、充分ご注意願います。

(H22年2月10日受講者の末尾番号は、No.1800、H22年4月22日受講者の末尾番号は、No.1935)

※動物実験責任者とは、動物実験実施者のうち、個々の動物実験に係る業務を統括する者（教授、准教授、講師、助教または助手が担当する。）

(規則)

第12条 部局の長は、動物実験責任者、動物実験実施者、施設等責任者、実験動物管理者及び飼養者（以下「従事者等」という。）に対して、実験動物の飼養及び保管又は動物実験等に従事する場合は、動物実験講習会を開催し、次の各号に掲げる事項について教育訓練を行わなければならない。

- (1) 法律及び規則等の遵守に関する事項
- (2) 動物実験等の実施及び実験動物の取扱いに関する事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する事項
- (4) 安全確保及び環境保全に関する事項
- (5) 施設等の利用に関する事項
- (6) その他動物実験等に関連する事項

(マニュアル)

2. 動物実験実施者及び飼養者の実施事項

- (1) 動物実験実施者及び飼養者は、必ず動物実験講習会を受講しなければならない。

動物実験講習会

【第7回】平成27年2月6日（金）午後4時～午後5時30分

会 場：医学部 教育棟13階 第6セミナー室

注) 30分以上の遅刻は認められません。

希望者名等は教室・診療科毎にとりまとめ、別紙の申込用紙に必要事項を記入し、2月4日（水）までに、生命科学実験棟（旧 動物資源研究領域棟）事務室へ提出してください。
受講者には終了後、受講修了証を発行いたします。

問合せ及び提出先：動物資源研究領域事務室 内線：(23623、23484)

FAX: 03-5841-3679 (23679)

E-mail : jim-animal@m.u-tokyo.ac.jp

平成 26 年度 第 7 回動物実験講習会 受講申込書 (2 月 6 日開催)

会場：医学部 教育実験棟 13 階第 6 セミナー室

教室 (診療科) 名：_____

整理 番号	職 名	(ふりがな) 氏 名	内 線	E-mail
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				

※ 平成 27 年 2 月 4 日 (水) までに、動物資源研究領域事務室へ提出してください。